

鳥取市長措置請求に基づく監査結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定による標記の請求について、同条第4項の規定により監査を行ったので、その結果を次のとおり公表する。

平成24年8月28日

鳥取市監査委員 湯 口 一 文
同 福 島 猛 夫
同 吉 田 博 幸

第1 監査の請求

1 請求書の提出日

請求書の提出日は、平成24年7月20日である。

2 請求人

住所 鳥取市下味野415番地1

氏名 宮 部 慎太郎

3 請求書の受理

本請求は、平成24年7月30日これを受理決定し、請求人及び関係人にこれを通知した。

4 請求の要旨

請求人提出の本請求書による請求の要旨及び措置請求の理由は、次のとおりである。

（原文のとおり。なお、人権に配慮し、一部地名等の表示を略す。）

1 請求の要旨

平成23年度に鳥取市●●●で、「鳥取市同和対策に係る固定資産税及び都市計画税の減免措置要綱（いわゆる「同和減免」）の経過措置として、平成22年度の同措置の申請者である同和関係者に対して固定資産税および都市計画税が4分の1減免された。この減免措置が●●●で行われたのは、●●●が同和地区であり、●●●が同和地区である理由は、●●●が歴史的には●●●地であって被差別部落であったからである。

しかし、明治4年8月28日付太政官布告「府縣 ●●●●等ノ稱被廢候條一般民籍ニ編入シ身分職業共都テ同一ニ相成候様可取扱尤モ地租ソノ他除蠲ノ仕來モ有之候ハ、引直シ方見込取調大藏省へ可伺出事」により旧●●●地に対する地租は見直すこととされている。旧●●●地と地租は、それぞれ上記減

免措置要綱の同和地区と固定資産税・都市計画税に相当するものであるから、同和減免は違法である。

違法な減免措置により市の財政に損害を与えたので、固定資産税課に対し、平成23年7月20日以降の納期限に●●●地区で同和減免された固定資産税および都市計画税を徴収することを求める。

第2 監査の実施

本請求について、地方自治法第242条第4項の規定により、次のとおり監査を実施した。

1 監査対象部局

鳥取市総務部総務調整監固定資産税課（以下「固定資産税課」という。）

2 監査の期間

平成24年7月20日から同年8月27日まで

3 証拠の提出及び陳述の機会の付与

請求人に対し、平成24年8月1日付けで通知し、地方自治法第242条第6項の規定に基づき証拠の提出及び陳述の機会を与えたが、証拠の提出もなく、請求人から陳述を希望する旨の申出がなかったため、陳述は実施しなかった。

4 関係人調査

監査にあたり、下記「5 監査対象事項」に関する関係書類の提出を求め、平成24年8月13日に地方自治法第199条第8項の規定に基づき鳥取市長から意見書の提出を受けた。

5 監査対象事項

平成23年度分の固定資産税及び都市計画税のうち、平成23年7月20日以降の納期限に係る平成7年8月1日に制定された「鳥取市同和対策に係る固定資産税及び都市計画税の減免措置要綱」及び平成23年4月1日に制定された「鳥取市同和対策に係る固定資産税及び都市計画税の減免措置要綱を廃止する要綱附則第2項に定める経過措置」により減免された固定資産税及び都市計画税

第3 監査の結果

本請求を棄却する。

第4 理由

請求人は、明治4年8月28日付太政官布告第449号により「旧●●地に対する地租の減免は見直すこととされている。旧●●地と地租は、それぞれ上

記減免要綱の同和地区と固定資産税・都市計画税に相当するものであるから、同和減免は違法である」と主張する。

しかし、本件請求に係る固定資産税及び都市計画税の減免は、地方税法（昭和25年法律第226号）及び鳥取市税条例（昭和25年鳥取市条例第10号）を直接の根拠として減免されるものであり、請求人が違法の根拠とする太政官布告との関連は認められない。よって、請求人の主張は理由がなく、監査の結果のとおり判断する。